

登別市認知症にもやさしいお店・事業所登録事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症になっても住み慣れた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるよう、認知症を正しく理解し、認知症である者及びその家族等に対し温かく支援する意識を持ったお店又は事業所（以下「事業所等」という。）を登別市認知症にもやさしいお店・事業所（以下「やさしいお店」という。）として登録し公表する登別市認知症にもやさしいお店・事業所登録事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 やさしいお店の登録の対象となる事業所等は、市内に所在する事業所等であって、次の各号のいずれにも該当する事業所等とする。

- (1) 市が実施する認知症サポーター等養成事業実施要綱（平成18年7月12日老計発第0712001号厚生労働省老健局計画課長通知）に基づく認知症サポーター養成事業の講座（以下「養成講座」という。）を修了した事業主、管理者又は従業員がいること。
- (2) 事業の趣旨及び認知症がある方への対応の心得（別記）に賛同すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業所等は、登録の対象としないものとする。

- (1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする事業所等
- (2) 登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定するものが関与し、又は経営している事業所等
- (3) その他市長が不適當と認める事業所等

(申請)

第3条 やさしいお店に登録を希望する事業所等（以下「申請者」という。）は、登別市認知症にもやさしいお店・事業所登録申請書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

(登録及び公表)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、第2条の要件を満たすと認めるときは、やさしいお店として登録し、申請者に登別市認知症にもやさしいお店・事業所登録決定通知書（別記様式第2号）により通知するとともに、登録ステッカー（別図）を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録した事業所等について、次に掲げる事項を市公式

ウェブサイト等で公表するものとする。

- (1) 名称
- (2) 主たる業種
- (3) 所在地
- (4) 認知症に配慮した取組み
(登録事業所等の責務)

第5条 前条の規定により決定を受けた事業所等(以下「登録事業所等」という。)は、当該決定以後に養成講座の修了者が不在とならないよう、養成講座の未受講者に対し、受講の機会を積極的に与えるとともに、事業所等において認知症に関する正しい知識の普及啓発活動に努めなければならない。

- 2 登録事業所等は、登録ステッカーを施設の出入口その他利用者の確認しやすい場所に表示しなければならないほか、認知症がある方への対応の心得についても、従業員が常に確認できる状態にし、その内容を遵守するよう努めなければならない。
(登録の変更等)

第6条 登録事業所等は、やさしいお店の登録の内容を変更しようとするとき、又は登録を解除しようとするときは、登別市認知症にもやさしいお店・事業所登録(変更・解除)届(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、やさしいお店の登録を取り消すものとする。
 - (1) 登録事業所等が第2条の要件を満たさないことが明らかになったとき
 - (2) 登別市認知症にもやさしいお店・事業所登録(変更・解除)届により登録事業所等よりやさしいお店の登録を解除する旨届出があったとき

3 市長は、前項の規定により取消しを行った場合においては、当該登録事業所等に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた当該登録事業所等は、速やかに登録ステッカーを撤去しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

登別市認知症にもやさしいお店・事業所登録決定通知書

所 在 地
団体の名称
代表者氏名 様

登別市長

年 月 日付けで申請のありました登別市認知症にもやさしいお店・事業所の登録について、登別市認知症にもやさしいお店・事業所登録事業実施要綱第4条の規定により、次のとおり登録を決定しましたので通知します。

記

登録を決定したお店・事業所

主たる業種	
ふりがな	
お店・ 事業所名	
所在地	
備考	

年 月 日

登別市認知症にもやさしいお店・事業所登録（変更・解除）届

登別市長 様

所在地

名称

代表者名

登別市認知症にもやさしいお店・事業所登録事業実施要綱第6条の規定により、登別市認知症にもやさしいお店・事業所の登録を（変更・解除）したいので、次のとおり届出します。

記

変更・解除しようとするお店・事業所

お店・事業所の名称		
変更	変更年月日	
	変更の理由	
	変更の内容	
解除	解除年月日	
	解除の理由	

別記（第2条関係）

認知症がある方への対応の心得

1 基本姿勢

長寿化が進む中、誰もが自分や家族が認知症になる可能性があります。

認知症がある方に対応するときは、偏見をもたず、認知症は自分ごとであるという認識をもち、認知症がある方と共に生きていくという姿勢が重要になります。

2 認知症がある方への対応の心得

- (1) 驚かせない
- (2) 急がせない
- (3) 自尊心を傷つけない

3 具体的な対応

- (1) まずは見守る
- (2) 余裕をもって対応する
- (3) 声をかけるときは1人で
- (4) 後ろから声をかけない
- (5) 相手に目線を合わせてやさしい口調で
- (6) おだやかに、はっきりとした話し方で
- (7) 相手の言葉に耳を傾けてゆっくり対応する

別図（第4条関係）

